

令和2年度第9回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和2年12月11日(金)			
招集場所	日南町役場 防災会議室			
開会時間	午後14時51分	閉会時間	午後16時00分	
出席委員	番号	氏名	番号	氏名
	1番	岩田正	6番	天崎直幸
	2番	浅田昭弥	7番	稲田洋子
	3番	加藤幸児	8番	吉川保
	4番	絹谷澄雄	9番	奥迫静子
	5番	内田章久	10番	梅林操
出席推進委員	日野上	梅林剛	多里	糸田川啓
	山上	青戸勝美	石見	田邊智寛
	山上	坪倉幹也	石見	丸山栄人
	阿毘縁	足立進也	福栄	福田英夫
	大宮	藤原恵司		
欠席した委員	番			
議事録署名委員	4番	絹谷澄雄	5番	内田章久
出席した職員	事務局長	松本道博	主幹	石倉嘉寛

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報告事項	
報告第1号	利用権設定に係る軽微な変更について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
5. 議 事	
議案第1号	農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について
議案第2号	農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について
議案第3号	農業振興地域整備計画の重要変更について
6. 協議事項	
7. その他	
8. 閉 会	

開 会	議 長	定刻になったことを確認し、出席委員の人数を確認し、定足数に達しているとして、令和2年度 第9回日南町農業委員会を開会すると宣言した。
挨拶	議 長	<p>皆さんこんにちは。先日の農業新聞に、農林水産省が11月27日に発表した2020年の農林業センサスの数値記事が載っていました。</p> <p>それによると、農業を主な仕事とする基幹的農業従事者は136万1千人で15年前の調査とくらべて、22.5%、39万6千人減少したとしています。</p> <p>65歳以上が占める割合は69.8%となり、基幹的農業従事者の平均年齢は67.8歳で高齢のため農業をやめる人が多いことが平均年齢を押し上げる要因としています。</p> <p>日南町農業委員会が一昨年実施した調査でも同様、むしろ大きな数値が見られました。</p> <p>また、一昨日、日南町議会へ召致され、一般質問に対して答弁して参りました。内容は、今回「日南町農業の将来ビジョン」の策定された意義について、又、ビジョンの実現に向けて、農業委員・農地利用最適化推進委員としてどのように取り組むかの問いでした。答弁の内容はお手元にお配りしたものです。皆さんと共有してビジョンの実現に取り組みたいと思います。</p> <p>特に皆さんと取組んでいます、農家対面の農地利用意向調査を実施し農地中間管理機構を通じた集約に努力いただきたいと思います。</p> <p>以上申し上げ第9回日南町農業委員会総会を開催します。よろしくお願い致します。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、4番、絹谷澄雄委員、5番、内田章久委員を指名した。
報告第1号	議 長	報告事項に移ります。報告第1号 利用権設定に係る軽微な変更について事務局お願いします。
	主 幹	<p>報告第1号 利用権設定に係る軽微な変更についてです。</p> <p>今回は1件報告があります。内容としましては賃借料の変更になります。利用権設定をする方が△△市の〇〇〇さん、利用権設定を受ける方が鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて、△△の株式会社□□□、対象となっている農地が△△の××番地の他合わせて14筆、面積の合計が9654㎡、設定期間としましては、H29年2月10日からR19年2月9日までの20年間ありますが、この度賃借料ですが水張反当◇◇◇円から使用貸借に変更するということで届け出があったものになります。以上です。</p>
	議 長	報告第1号についてご質問、ご意見がございませうか。無いようですので次に移ります。
報告第2号	議 長	報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。
	主 幹	報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の届出についてです。本日は2件ございませう。1件目の方が、農地の所在地が△△××番地、地目が田、面積が489㎡、賃貸人が△△の〇〇〇さん、賃借人が

		<p>鳥取県担い手育成機構を通じて△△の有限会社□□□。契約の期間が H30 年 12 月 7 日から R6 年 3 月 31 日までのものになりますが、この度解約の届けがあり、今後は農地については地権者の方が管理をするということで伺っております。2 件目ですが、農地の所在地が△△×××番地の他、田が 3 筆、面積が合計で 4370 m²、賃貸人が△△の〇〇〇さん、賃借人が△△の〇〇〇さん。契約の期間が H30 年 12 月 7 日から R6 年 3 月 31 日までのものになります。解約後につきましては〇〇〇さんが耕作予定ということで、この利用権設定につきましてはこの後、議案第 1 号の利用集積計画の方に上がっておりますので、合わせてご確認いただきたいと思います。資料の下段、合計で 3 件と表記しておりますが、2 件、4859 m²となっているものになります。以上です。</p>
	議 長	<p>報告第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので以上で報告事項を終わります。議事に移ります。</p>
議案第 1 号	議 長	<p>議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定について事務局お願いします。</p>
	主 幹	<p>議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定についてです。資料を剥ぐっていただきましたところに総括表を付けさせていただいておりますので合わせてご確認ください。今月は機構を通じた新規の契約が 7 件、機構を通じた再設定の契約が 7 件、相対の新規の契約が 5 件、相対の再設定の契約が 41 件、合計で 60 件、面積の合計が 256,398.05 m²となっております。剥ぐっていただきましたところに、資料を載せておりますので、ご覧いただきたいと思います。</p> <p>申請番号 1、土地の所在地が△△×××番地の他 3 筆、面積の合計が 4579 m²、利用権設定をする者が△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が鳥取県担い手育成機構、水稻の作付で水張反当◇◇◇円、R3 年 1 月 1 日から R12 年 12 月 31 日までの 10 年間の契約になります。申請番号 2、土地の所在地が△△×××番地の他合計で 23 筆、面積の合計が 17879.07 m²、利用権設定をする者が△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が鳥取県担い手育成機構、水稻の作付で水張反当◇◇◇円、R3 年 1 月 1 日から R7 年 12 月 31 日までの 5 年間の契約になります。申請番号 3、土地の所在地が△△×××番地の他合計で 3 筆、面積の合計が 2233 m²、利用権設定をする者が△△市の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が鳥取県担い手育成機構、そばの作付で全体で◇◇◇円、R3 年 1 月 1 日から R12 年 12 月 31 日までの 10 年間の契約になります。申請番号 4、土地の所在地が△△×××番地の他合計で 3 筆、面積の合計が 949 m²、利用権を設定する者が△△市の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が鳥取県担い手育成機構、そばの作付で全体で◇◇◇円、R3 年 1 月 1 日から R12 年 12 月 31 日までの 10 年間の契約になります。申請番号 5、土地の所在地が△△×××番地の他合計で 5 筆、面積の合計が 2664 m²、利用権設定する者が△△県の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が鳥取県担い手育成機構、そばの作付で全体で米 30kg の物納、</p>

		<p>R3年1月1日からR12年12月31日までの10年間の契約になります。申請番号6、土地の所在地が△△×××番地の田、面積が2704㎡、利用権設定をする者が△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が鳥取県担い手育成機構、水稻の作付で水張反当◇◇◇円、R3年1月1日からR9年12月31日までの7年間の契約になります。申請番号7、土地の所在地が△△×××番地の田、面積が5428㎡、利用権設定をする者が△△市の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が鳥取県担い手育成機構、水稻の作付で水張反当◇◇◇円、R3年1月1日からR7年1月15日までの4年間の契約になります。申請番号8番から14番までにつきましては、機構を通じた再設定の契約になりますのでお読み取りいただけたらと思います。申請番号15からが相対新規の契約になります。</p> <p>申請番号15、土地の所在地が△△×××番地の他、田が4筆、面積の合計が4814㎡、利用権設定をする者が△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が△△の〇〇〇さん、水稻の作付で水張反当米30kgの物納、R3年1月1日からR7年12月31日までの5年間の契約になります。申請番号16、土地の所在が△△×××番地の他合計で4筆、面積の合計が4558㎡、利用権設定をする者が△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が△△郡△△町の〇〇〇さん、水稻の作付で全体で米120kgの物納、R3年1月1日からR5年12月31日の3年間の契約になります。申請番号17、土地の所在地が△△×××番地、×××番地、田が2筆、面積の合計が、2211㎡、利用権設定をする者が△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が△△の〇〇〇さん、水稻の作付で全体で米60kgの物納、R3年4月1日からR7年3月31日までの4年間の契約になります。申請番号18、土地の所在地が△△の×××番地の他、田が3筆、面積の合計が4370㎡、利用権設定をする者が△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が△△の〇〇〇さん、水稻の作付で全体で米120kgの物納、R3年1月1日からR7年12月31日までの5年間の契約になります。こちらが先ほど報告2号で説明した農地になります。申請番号19、土地の所在地が△△×××番地の他合計で4筆、面積の合計が3975㎡、利用権設定をする者が△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が△△の〇〇〇さん、水稻の作付で水張反当米30kgの物納、R3年1月1日からR5年12月31日までの3年間の契約になります。申請番号20から申請番号60は相対の再設定の契約になりますので、資料の方お読み取りいただきたいと思います。併せて、新規で相対の設定をする方につきましては、経営状況の資料等を付けさせていただいておりますので、ご確認いただけたらと思います。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第1号についてご質問、ご意見がございませうか。無いようですので採決に移ります。議案第1号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第1号は承認された。</p>
議案第2号	議 長	<p>議案第2号 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農地利用配分計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。</p>

<p>主 幹</p>	<p>議案第2号 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農地利用配分計画案の意見照会に対する回答についてです。資料剥ぐっていただきましたところに配分表を付けさせていただいておりますのでお読み取りいただけたらと思います。本日は9件ございますが、新規のところのみ説明をさせていただきます。整理番号1、利用権の設定を受ける者が△△の株式会社□□□、設定する農地が△△×××番地の他合計で3件、面積の合計が4579㎡、水田としての利用、R3年1月1日からR12年12月31日までの10年間の契約期間、水張反当◇◇◇円となっております。整理番号2、利用権の設定を受ける者が、△△の農業法人□□□、新規の設定は前段の23筆、面積の合計が17879.07㎡、後段の方が再設定の12筆、面積の合計が11040㎡。すべての合計は、35件の28919.07㎡となっております。契約期間はすべてR3年1月1日からR7年12月31日までの5年間、水張反当◇◇◇円となっております。整理番号3、利用権の設定を受ける者が△△の農業法人□□□、設定する農地が合計で11件、面積の合計が5836㎡、水田としての利用で契約期間はすべてR3年1月1日からR12年12月31日までの10年間の契約になります。整理番号4、利用権の設定を受ける者が△△△の〇〇〇さん、設定する農地が△△△×××番地の田、面積が2704㎡、契約期間がR3年1月1日からR9年12月31日までの7年間、水張反当◇◇◇円となっております。整理番号5、利用権の設定を受ける者が△△の農業法人□□□、設定する農地が前段の△△×××番地が新規の設定になります。下段7件分が再設定になります。契約期間が新規の契約がR3年1月1日からR7年12月31日までの4年間、再設定のものにつきましてはR3年1月1日からR16年11月30日までの13年11か月ということで届けが出ております。賃借料のところですが、下段に水張反当◇◇◇円と記載しておりますが、記載ミスですので、削除をお願いします。賃借料はすべて水張反当◇◇◇円となります。申し訳ありませんでした。以下、整理番号6、〇〇〇さん以降、整理番号9、〇〇〇さんまでにつきましては再設定の案件になりますのでお読み取りいただけたらと思いますが、整理番号7、農業法人□□□ですが、右下〇〇〇さんと記載しておりますが、〇〇〇さんの誤りですので、訂正をお願いします。新規と再設定すべて合わせまして、94件、78422.07㎡、今回の配分計画になります。配分を受ける経営体についての経営状況の資料を付けさせていただいておりますので、ご確認いただけたらと思います。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第2号についてご質問、ご意見がございますか。皆さんからは無いようですが、審議を求める側として事前協議をしてなかったといわれたらいけません。整理番号6、再設定の〇〇〇さんですが、賃借料、水張反当◇◇◇円ですが、双方が協議をしてされたのか、事務的に上がってきたのか、他の設定金額と大きく違うようですが、事務局として指導しているのか、相談を受けたということはありませんか。</p>

	主 幹	失礼します。申請用紙を提出いただいた際に、確かに単価が高いなと感じましたので、質問もさせていただきましたが、前回の契約の段階からこちらの金額であったということと、〇〇〇さんが自分で計算をしてみたところ、これくらいであればあまり負担に感じないということをおっしゃって、地主さんともめたり関係を壊したくないということで、これまで通りの金額で契約を更新したいということでした。昨年度の平均価格等の資料も確認はしていただきましたが、このままで良いとのことでしたので、この形で書類を受け取りました。以上です。
	議 長	わかりました。議案第2号についてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので採決に移ります。議案第2号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第2号は承認された。
議案第3号	議 長	議案第3号 農業振興地域整備計画の重要変更について事務局お願いします。
	主 幹	議案第3号 農業振興地域整備計画の重要変更についてです。農用地区への編入の変更になります。早速ですが、2か所訂正をさせていただきたいと思っております。(1)「除外後の計画」、とありますが、「編入後の計画」、に訂正をお願いします。編入の理由としまして、今年度第5期の中山間直接支払制度の見直しの年、スタートの年ということもありまして、地域で話し合い等していただいたところ、農用地区域に隣接しており、現在も耕作・管理している農地でもある。地域の農業者から中山間直接支払制度等を活用しながら、農業の振興や維持管理、保全活動を行いたいという意向がありました。このため町として農用地区域に編入して一体的な優良農地の保全、農業利用の向上を図りたいものになります。農地の場所につきましては、次頁別紙という形で一覧を付けさせていただきます。また剥ぐっていただきましたところに町内全体図、位置図、中間図 字切図等付けさせていただきます。また、変更協議につきましては鳥取西部農協にも町から意見照会をしております、11月30日付けで農協から異議ない旨の回答があったことを申し添えさせていただきたいと思っております。町としては、引き続き農地としてしっかり守っていただけたらと思っておりますので、編入にご理解いただきたいところです。以上です。
	議 長	議案第3号についてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので採決に移ります。議案第3号について妥当と認める方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員意見の無いことを確認して、議案第3号は承認された。
協議事項	議 長	協議事項に移ります。事務局お願いします。
	事 務 局 長	協議事項は特にありません。
	議 長	皆さんの方から何か協議事項がありますか。

浅田農業委員	<p>2ヵ月ほど前ですが、法人のネットワーク協議会に伺ったときに、小作料のことを農業委員会で統一してほしいとの意見がありました。小作料がバラバラだし、高いんじゃないか。法人からしたら、使用貸借でさせてもらいたいという希望がありました。先ほども小作料の件がありましたが、以前も農業委員会で協議をしたことがありましたが、農業委員会で決定することはできないということでしたが、また、そういった意見がありました。結局は米価が下がったということで小作料が負担になっているということでした。皆さんがどういうふうにご考えておられるのかと思いい意見を伺いたいです。以上です。</p>
議長	<p>お聞きのように小作料について意見がありました。出し手と受け手で意見が異なるのは、当然のことだと思いますが、農地の条件もあると思いますので、農業委員会で統一した見解にということとは難しいのではないかと思います。皆さんの意見を伺いたいです。</p>
浅田農業委員	<p>統一ではなく、標準的な価格、たたき台となるものを出して頂きたいという意見です。</p>
事務局 局長	<p>毎年1回、各7地域の平均的な小作料の一覧表、最高値、最低値をお示しさせていただいております。以前の制度が分からないので、ご意見を伺いたいです。</p>
加藤農業委員	<p>以前は各地域で取決めがあったと思いますが、農業会議で、各地域の最高値、最低値を出して参考にしてもらっている、農業会議での指導ではなかったでしょうか。それが今現在に至っているということだと思います。委員会としては明確な取り決めはなかったと思います。</p>
事務局 局長	<p>作業賃金等も双方で話し合いをして決めてくださいという形が基本になっています。</p>
福田推進委員	<p>失礼します。先月中旬に、多くの農地を集積されている方から、今年米価が下がってしまい負担が大きいと。野菜作りにも取組んではいるが、ほとんどが水稻の作付である。草刈り作業賃、獣害対策、色々なことが重なり、負担が大きくなっている、農業委員会で、検討してもらえないかという意見をいただきましたので、個人的に色々調べていましたら、以前は標準小作制度という制度があったようです。その時は小作料が明確に示されておりましたが、その制度が平成21年12月に農地法の一部改正で廃止され、その後は地域の目安として、賃借料等の情報が公開されるようになったと。同じ町の中でも地域でばらつきがあるようです。それぞれの状況で変わってきているのかなとは思いますが、ベースになるのは標準価格だと思います。米30kgのベースがあったと思いますが、それがじわじわ下がってきている状況だと思います。ただ、法律で決まったことですので、相対でよく話し合ってもらってお互い納得できるようにということ返事をしようかなと考えています。以上です。</p>

	事務局 長	<p>年数の長い契約をされた場合ですと、米の価格が極端に下がって、負担が大きくなるような状況もあると思います。耕作者、地権者双方で話し合いをして頂いて、変更があれば、軽微な変更ということで農業委員会では対応させていただきたいと思います。あくまでも本人さん同士の話し合いをしていただきたいと思います。</p>
	絹谷農業委員	<p>相対で、といわれるけれども、契約の時になるべく農業委員、事務局が間に入って双方の意見をしっかり聞いてあげることも必要ではないかと思えます。以前は米価の値段も良かったから、貸し手が強い状況であったが、今は米価が下がり、借り手が強くなり、貸し手は言いなりになっている。農地に関しては、どちらが強い、弱いということはあるとはいけない。本当に苦しい状態であったら、農業委員が間に入って、地主さんにも理解をしてもらえるように一緒に説明をしていかないといけないんじゃないか。協議の場を持つようなことも必要ではないか。</p>
	議長	<p>農業委員会としても毎年「いなほ」を通じて最高値、最低値を提示して平均値を出しているの、これまで通りのお知らせの仕方をとらせていただきたいと思います。</p> <p>その他皆さんからありますでしょうか。無いようですので、次に移ります。</p>
その他	事務局 長	<p>次回総会は、令和3年1月8日（金）午後1時30分から開会予定です。</p>
	事務局 長	<p>皆さんのお手元に封筒に入った資料をお配りしております。こちらは11月19日に行われた農業研修会の資料になります。最適化推進委員全員ということではありましたが、県の農業会議から人数制限の連絡がありましたので、事務局から私、福田推進委員、藤原推進委員、坪倉推進委員、梅林推進委員の5人で参加してきました。来賓の挨拶の際に担い手育成機構の伊藤理事長の挨拶もありました。その中に多里の一本化の話がありました。担い手育成機構としても、しっかりと応援していきたいということでお話がありましたので、報告させていただきます。</p> <p>それでは福田推進委員に、内容の報告をお願いしたいと思います。</p>
	福田推進委員	<p>失礼します。11月19日農業委員会特別委員会に5人で参加をしてきました。簡単ですが会の内容の方説明させていただきます。まず、農業会議の小林会長から挨拶がありまして、その後鳥取県農林水産部鈴木次長から挨拶がありました。今年の農業の状況の説明がありました。園芸作物につきましてはほぼ順調であったようですが、米についてはかなり心配をしているということでした。来年度は主食用米の作付面積を減らさないといけないであろうということでした。鳥取県担い手育成機構の伊藤理事長からも多里地域の応援をしていきたいということでお話がありました。また、規模を拡大してきた法人等が縮小化の流れにあるということでした。</p> <p>研修1についてはですが、北栄町農業委員会会長の浜坂さんの講演でした。内容としては北栄町の農業の状況、農業委員会、各部の取組につ</p>

		<p>いてお話がありました。農業委員の活動をするにおいて常に考えているのは「人と情報と見える化」について考えて活動しているということでした。北栄町には町外から参入された農業法人が複数あるようでした。これまで自分たちがやってきた農業と考えた方が違うんじゃないかなと感じることがあるということでした。農業といえば良いものをたくさん作って収益を上げるという考え方が中心でしたが、町外から参入されている法人は、収量は2割、手間はかけない、加工品で付加価値を付けて経営を成り立たせるという考え方の法人が多いようです。またGPS付きの情報端末を購入してもらっているようでした。それを使って農地パトロール、意向調査等に活用しているということでした。</p> <p>研修2についてですが、全国農業会議稲垣事務局長のお話でした。農業委員会法の見直しについてお話がありました。5年前の平成27年に農業委員会法が改正されその附則に改正された進捗状況、実施状況を勘案し検討、見直しを行うという明記があるそうです。令和3年4月を目途に結論、必要に応じて実施の計画を立てるということに定められているそうです。また、農地利用の最適化についてのお話がありました。今使われている農地を使えるうちに使える人に使ってもらう、それを進めるのが農業委員会の役割であるという話がありました。「農業委員会は農地の番人から農地を動かす人に」という言葉が印象に残っております。以上です。</p>
	議長	特別研修会に参加された福田推進委員からの報告がありました。ありがとうございました。
閉会	議長	以上、令和2年度 第9回日南町農業委員会総会を閉会します。お疲れさまでした。

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和2年 月 日

日南町農業委員会 会長

日南町農業委員会 委員

日南町農業委員会 委員